



<p>使用面積、使用目的及び使用期間</p> <p>2 条例第64条第2項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 許可を受けようとする市場施設の種別、使用面積、使用目的及び使用期間</p> <p>3 省略</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第58条 条例第70条第1項の規則で定める使用料の額は、別表第7に定める基準額に1.1を乗じて得た額とする。</p> <p>(揭示事項)</p> <p>第68条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を<u>市場内の揭示場に揭示</u>するものとする。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>別表7 (第58条)</p>	<p><u>ごとの使用時間 (本場青果部の配送センター (時間使用区画) について指定を受けようとする場合に限る。)</u>、使用目的及び使用期間</p> <p>2 条例第64条第2項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 許可を受けようとする市場施設の種別、使用面積、<u>1日ごとの使用時間 (本場青果部の配送センター (時間使用区画) について許可を受けようとする場合に限る。)</u>、使用目的及び使用期間</p> <p>3 省略</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第58条 条例第70条第1項の規則で定める使用料の額は、別表第7に定める基準額に1.1を乗じて得た額 <u>(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</u> とする。</p> <p>(公表事項)</p> <p>第68条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を<u>インターネットの利用その他の適切な方法により公表</u>するものとする。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>別表7 (第58条)</p>	<p>う改正</p> <p>施設使用料の改定に伴う改正</p> <p>施設使用料の改定に伴う改正</p> <p>施設使用料の改定</p>
---	--	--

市場	種別	基準額	
本場	(省略)		
	青果部 施設使用料	(省略)	
		卸売業者売場 使用料	1平方メートルにつき 月額 250円
		卸売業者低温 売場使用料	1平方メートルにつき 月額 720円
		仲卸業者売場 使用料	1平方メートルにつき 月額 1,360円
		事務室使用料	1平方メートルにつき 月額 甲 1,650円 乙 1,000円 丙 830円
		屋上屋外使用 料	1平方メートルにつき 月額 500円
		配送センター 使用料	1平方メートルにつき 月額 610円
		(新設)	
		倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 1,250円

市場	種別	基準額	
本場	(省略)		
	青果部 施設使用料	(省略)	
		卸売業者売場 使用料	1平方メートルにつき 月額 376円
		卸売業者低温 売場使用料	1平方メートルにつき 月額 1,080円
		仲卸業者売場 使用料	1平方メートルにつき 月額 2,040円
		事務室使用料	1平方メートルにつき 月額 特甲 2,476円 甲 1,650円 乙 1,000円 丙 830円
		屋上屋外使用 料	1平方メートルにつき 月額 750円
		配送センター (終日使用区 画) 使用料	1平方メートルにつき 月額 916円
		配送センター (時間使用区 画) 使用料	1平方メートル、1時間 につき 月額 42円
		倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 1,876円

			発酵室使用料	1平方メートルにつき 月額 190円
			加工処理場使用料	1平方メートルにつき 月額 1,530円
			冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき 月額 甲 1,760円 乙 1,300円
(省略)				
(省略)				

(備考)

1から3 (省略)

(新設)

4 「販売金額」は、消費税額及び地方消費税額を含まない。

5 基準額の欄中の「特甲」、「特甲A」、「特甲B」、「特甲C」、「甲」、「乙」、「丙」及び「丁」の区分は、施設の建設年度その他の事情を考慮して市長が別に定める。

6 基準額の欄中の「SA級」及び「C級」の区分は、冷蔵庫の能力その他の事情を考慮して市長が別に定める。

(以下省略)

			(削除)	
			加工処理場使用料	1平方メートルにつき 月額 甲 2,296円 乙 1,530円
			冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき 月額 特甲 3,433円 甲 2,640円 乙 1,950円
(省略)				
(省略)				

(備考)

1から3 (省略)

4 配送センター（時間使用区画）使用料の額を算出する基礎となる時間数は、市長が指定する1日ごとの使用時間数とする。

5 「販売金額」は、消費税額及び地方消費税額を含まない。

6 基準額の欄中の「特甲」、「特甲A」、「特甲B」、「特甲C」、「甲」、「乙」、「丙」及び「丁」の区分は、施設の建設年度その他の事情を考慮して市長が別に定める。

7 基準額の欄中の「SA級」及び「C級」の区分は、冷蔵庫の能力その他の事情を考慮して市長が別に定める。

(以下省略)

施設使用料の改定に伴う改正

繰下げ

繰下げ

繰下げ